

佐久市条例第 3 8 号

「佐久市景観条例の一部を改正する条例」

をここに公布する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

佐 久 市 長 柳 田 清 二

佐久市景観条例の一部を改正する条例

佐久市景観条例（平成２１年佐久市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第１０条第５項中「第１６条第７項第１１号」を「第１６条第８項第１２号」に改める。

第２８条第２項及び第２９条中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。